

広島県告示第八百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成三十年十二月二十日までの間、縦覧に供する。

平成三十年十二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三三号	山県郡安芸太田町大字加計字香草八一九番六地先から山県郡安芸太田町大字加計字香草八四七番四地先まで	平成三〇年十二月六日